

平成26年12月16日
商 工 政 策 課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成26年10月6日（月） 14時30分～15時50分

2 会 場

県庁西棟7階C会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、對馬委員、木村委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 3名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【(仮称) トライアル八戸糠塚店に係る新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 計画地は、近隣の白山台にあるユニバースと、八戸市民病院（田向）にあるイオンに挟まれている状態にある。
- ② 計画地の北側約300メートルのところに長者中学校があり、南側に凶南小学校があるため生徒、児童に対する安全配慮が必要である。
- ③ 国道340号線はかなり重要なバス路線となっている。
- ④ 時速10km走行規制で基準を下回っているということであれば付帯要望案のとおりで問題ないと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 店舗周辺に小学校及び中学校があることから、児童、生徒をはじめ、歩行者、自転車の安全確保に配慮すること。
- 2 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過しており、また、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。

- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【(仮称) ツルハドラッグ五所川原本町店に係る新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 地図上にある騒音予測地点No. 3に隣接した住居は現地確認の結果、現在ないとのことから、あまり騒音の問題にはならないものと考えられる。
- ② ドライブスルーの設置については、使用頻度は少ないが、主に子供の体調が悪く、車内放置できない方等の利便性を考えたものとのことである。
- ③ ドライブスルーを利用した客は出口3から出ていくことになるが、この道路は交通量が少ないものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が多く地点で基準を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【むつM&Dモールに係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①当施設周辺は交通量が多いところであるが、前回(H25.4.18)の届出時に周辺交通の安全に留意することを付帯要望としており、今回は特に付帯要望とする必要はない。
- ②前回は開店時刻の変更に伴い、朝に来店自動車が増える可能性があることから周辺交通の安全について付帯要望としたものである。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。